

大学等進学支援一時金を申請する皆様

岩手県政策地域部学事振興課

**いわての学び希望基金「大学等進学支援一時金」の申請手続きについて**

岩手県では、「いわての学び希望基金」を活用し、東日本大震災津波により被災した一定の所得未満の世帯の私立高等学校等の卒業生に対して、大学等への進学に必要な経費（大学等進学支援一時金）を給付します。

**1 給付対象者は、次の(1)～(4)の全てに該当する方です**

- (1) 県内の私立高等学校（専攻科を除く。）、私立特別支援学校（高等部）及び私立専修学校（高等課程）を卒業し、大学、短期大学、専門学校、高等学校等の専攻科等に進学した者
- (2) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が、85,500円未満の世帯の者
- (3) 東日本大震災津波により次に掲げるいずれかの被害を受けた者
  - ア 住居の全壊又は半壊
  - イ 住居の全焼又は半焼
  - ウ 住居の流失
  - エ 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災など
  - オ 平成23年4月に原子力災害対策本部長が指示した警戒区域又は計画的避難区域からの避難のための立退き
- (4) いわての学び希望基金、東日本大震災みやぎこども育英基金、福島県東日本大震災子ども支援基金又はこれらと同種の奨学金を受給していない者

**2 給付金額等は次のとおりです**

区分	給付金額	申請時期	給付時期
自宅通学者	300,000円	入学した月の初日から翌月の末日まで	申請を受理した月の翌々月まで
自宅外通学者	600,000円		

※ 自宅外通学者とは、進学に伴い、新たに賃貸借住宅や学生寮等に居住する者を言います。

**3 給付を受けるには申請が必要です**

給付申請書をホームページから取得し、当課宛て郵送等により申請してください。

なお、卒業年度に「いわての学び希望基金私立高等学校教科書購入費等給付金」を受給している方は、No.6、7の添付書類を省略できる場合があります。詳しくは、申請書裏面をご覧ください。

No.	提出書類	備考
1	給付申請書	押印の必要はありません。
2	申請者（保護者等）名義の振込先口座を確認する書類	通帳の表紙及び1ページ目の名義人（カナ表記）や取引店名等の口座情報が記載されているページの写し等（申請者名と口座の名義人は必ず一致していること。）
3	【自宅外通学者のみ添付】 自宅外に居住していることを証明する書類	住宅の賃貸借契約書の写し、入寮許可通知書の写し等
4	高等学校等を卒業したことを証明する書類	高等学校等の卒業証明書
5	大学等に入学したことを証明する書類	大学等の在学証明書
6	大学等への入学時における最新の市町村民税所得割額を証明する書類（全ての親権者分）	課税（所得）証明書、給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し等 ※4～6月入学：令和元年度課税証明書等 7月以降入学：令和2年度課税証明書等
7	被災事由を証明する書類	罹災証明書の写し、罹災状況申立書等

#### 4 申請・お問合せ先

岩手県政策地域部 学事振興課 私学振興担当

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 電話：019-629-5041